

栃木市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成30年2月28日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 天 谷 浩 明

記

1. 監査の実施日 平成30年2月8日
2. 監査の対象
  - (1) 公の施設  
栃木市大平健康福祉センター
  - (2) 指定管理者  
いすゞビルメンテナンス株式会社
3. 監査の方法  
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果  
施設設置の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。  
以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

栃木市大平健康福祉センターは、市民への福利厚生を提供、保健衛生の向上、健康づくりの推進及び福祉の増進を図ることを目的に、総合的な保健福祉サービスの拠点として平成14年11月に設置された施設である。

指定管理者であるいすゞビルメンテナンス株式会社は、当施設の設置目的に基づき、健康と福祉サービスの総合センターとして、市民の憩いや健康増進の場を提供している。また、更なるサービス向上と運営コスト削減を目指し、営業時間の拡大や自主事業による利用者の確保など、施設利用の利便性、平等性の確保や経費削減に努めている。

(2) 会計経理について

市からの委託料 71,553,000 円は、当施設の効率的、効果的な運営業務を担うことを目的に交付されるものである。支出については、燃料費や人件費、委託費が主なものであるが、その目的に沿って執行されている。

なお、諸帳簿並びに書類は符合しており、それぞれおおむね適正に処理されていた。

(3) 要望について

当団体においては、トレーニングなどの自主事業を通じて利用者の確保に努めている点において、おおいに評価できる。今後は、若年層を含めた幅広い年齢層に向けた取組みをさらに検討し、施設の利便性、平等性の確保に努めていただきたい。

指定管理料については、市民の税金であることを念頭に入れ、市民サービスや施設の安全管理と経費節減のバランスをとりながら、業務を遂行されるよう要望する。

また、行政においては、現状の指定管理料にかかる収支報告について十分に精査し、指定管理者が当該目的の達成のため、その能力を十分に発揮できているかを検証するよう努められたい。

(参 考) 監査対象となった施設の概要

(1) 名 称 栃木市大平健康福祉センター

(2) 所在地 栃木市大平町西野田666番地1

(3) 施設概要

- ・敷地面積 20,936.68 m<sup>2</sup>
- ・延床面積 3,722.76 m<sup>2</sup>
- ・建築構造 鉄筋コンクリート造一部2階建
- ・開館年月 平成14年11月